

# 日本学生支援機構貸与奨学金【緊急・応急】

## 令和3年福島県沖を震源とする地震に係る災害救助法 適用地域の世帯の学生に対する緊急採用・応急採用について

緊急採用・応急採用奨学金の申込みを受け付けます。  
希望者は、学務部学生支援課経済支援係まで申し出てください。

災害救助法適用地域	<b>【福島県】</b> 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡樽葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町
	※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」： <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html</a>

災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用(第一種奨学金)	2021年2月以降で申込者が希望する月	2021年3月 (注)
応急採用(第二種奨学金)	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(注)2021年度においてなお、「緊急採用(第一種)奨学金継続願」を大学が指定する期限までに提出があり、第一種奨学金が必要と認められた場合には、翌年度末(2022年3月)まで貸与が継続されます。年度毎に同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

※過去に掲載した緊急・応急採用の案内を学生支援課ウェブサイトに掲載しています。参照ください。

2021年2月16日 学務部学生支援課 経済支援係  
学生センター2階 窓口①  
8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

揭示期限：2021年3月末

学生支援課ウェブサイト ⇒  
横浜国立大学ウェブサイト>教育・学生生活>学生生活>学生支援課  
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

